

## 山口市児童扶養手当障害判定医設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法に基づく当該手当の認定に際し、父又は対象児童が障害の状態にある場合、政令で定める障害の程度を審査するために、判定する医師（以下「障害判定医」という。）を設置することを目的とする。

### (委嘱)

第2条 障害判定医は、内科、外科、及び精神科の疾病に専門的な知識を有する者の中から市長が委嘱する。

### (定数)

第3条 障害判定医の定数は、次のとおりとする。ただし、兼務することもできる。

- (1) 内科医 1名
- (2) 外科医 1名
- (3) 精神科医 1名

### (任期)

第4条 障害判定医の任期は2年とする。ただし、障害判定医が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第5条 障害判定医は、児童扶養手当の認定請求時及び額改定請求時に診断書を要する者の障害の状態について、医師の作成した診断書の内容を審査し、障害の程度を判定する。

### (報酬)

第6条 1回あたりの報酬の額は、10,000円とする。

### (秘密の保持)

第7条 障害判定医は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。